



発行 東京都

目次

規則

○令和二年十二月三十一日が期間の終期となる職員における職員長期勤続休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則（総務局人事部職員支援課）…二

○令和二年における職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則（同）…二

告示

○建築基準法による道路位置の指定（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…二

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（環境局環境改善部化学物質対策課）…二

○東京都保健医療計画の変更（福祉保健局医療政策部医療政策課）…四

○保健師助産師看護師法による指定試験機関の指定（福祉保健局医療政策部医療人材課）…四

○昭和三十九年東京都告示第二百五十六号（会計管理者をして特別出納員等に都の会計事務の一部を委任させたもの）の一部改正（会計管理局管理課総務課）…四

規則（教）

○令和二年における学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則…四

○令和二年における東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則…五

○令和二年十二月三十一日が期間の終期となる学校職員における学校職員の長期勤続休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則…五

○東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則…五

規程（文）

○令和二年十二月三十一日が期間の終期となる職員における東京都交通局企業職員の長期勤続休暇の特例に関する規程の一部を改正する規程…六

規程（水）

○令和二年十二月三十一日が期間の終期となる職員における東京都水道局職員の長期勤続休暇の特例に関する規程の一部を改正する規程…六

規程（下水）

○令和二年十二月三十一日が期間の終期となる職員における東京都下水道局企業職員の長期勤続休暇の特例に関する規程の一部を改正する規程…六

訓令（議）

○令和二年における東京都議会議員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程の一部改正…七

公告

○東京体育館の休館日の変更（オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部調整課）…七

○駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日…七

○駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更…七

○駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更…七

○東京武道館の休館日の変更…八

○東京武道館の開場時間の変更…八

○東京辰巳国際水泳場の休館日の変更…九

○東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更…九

○若洲海浜公園ヨット訓練所の休館日の変更…九

○若洲海浜公園ヨット訓練所の開場時間の変更…九

○武蔵野の森総合スポーツプラザの休館日の変更…九

○東京都障害者総合スポーツセンターの休業日の変更…九

○東京都多摩障害者スポーツセンターの休業日の変更…九

○都市計画事業の施行（建設局公園緑地部計画課）…九

規則

令和二年十二月三十一日が期間の終期となる職員における職員の長期勤続休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百七十九号

令和二年十二月三十一日が期間の終期となる職員における職員の長期勤続

休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則

令和二年十二月三十一日が期間の終期となる職員における職員の長期勤続休暇の特例に関する規則(令和二年東京都規則第百八十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

職員の長期勤続休暇の特例に関する規則

「令和二年十二月三十一日が」を「令和二年十二月三十一日から令和三年十二月三十一日までの間に」に、「となる」を「が到来する」に、「令和三年十二月三十一日」を「令和四年十二月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和二年における職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百八十号

令和二年における職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規

則

令和二年における職員の慶弔休暇の特例に関する規則(令和二年東京都規則第二百一十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

職員の慶弔休暇の特例に関する規則

本則中「する結婚の日」の下に「(以下「結婚の日」という。)」を加え、「この規則の施行の日」を「同月一日」に、「同年十二月三十一日」を「令和四年十二月三十一日」とし、結婚の日が令和三年一月七日から令和四年一月六日までの間にある職員における同項の規定の適用については、同項中「当該結婚の日後六月を経過する日」とあるのは、「令和四年十二月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●東京都告示第八百九十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年七月一日

東京都多摩建築指導事務所長 浅 井 勉

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 令和三年六月十八日
第一項第五号 月十八日
の規定による道路

あきる野市上 延長
代継字東原六 一九・一六
番、下代継字 幅員
東原五十番五 五・〇〇
及び同番六の 各一部

●東京都告示第八百九十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有

害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

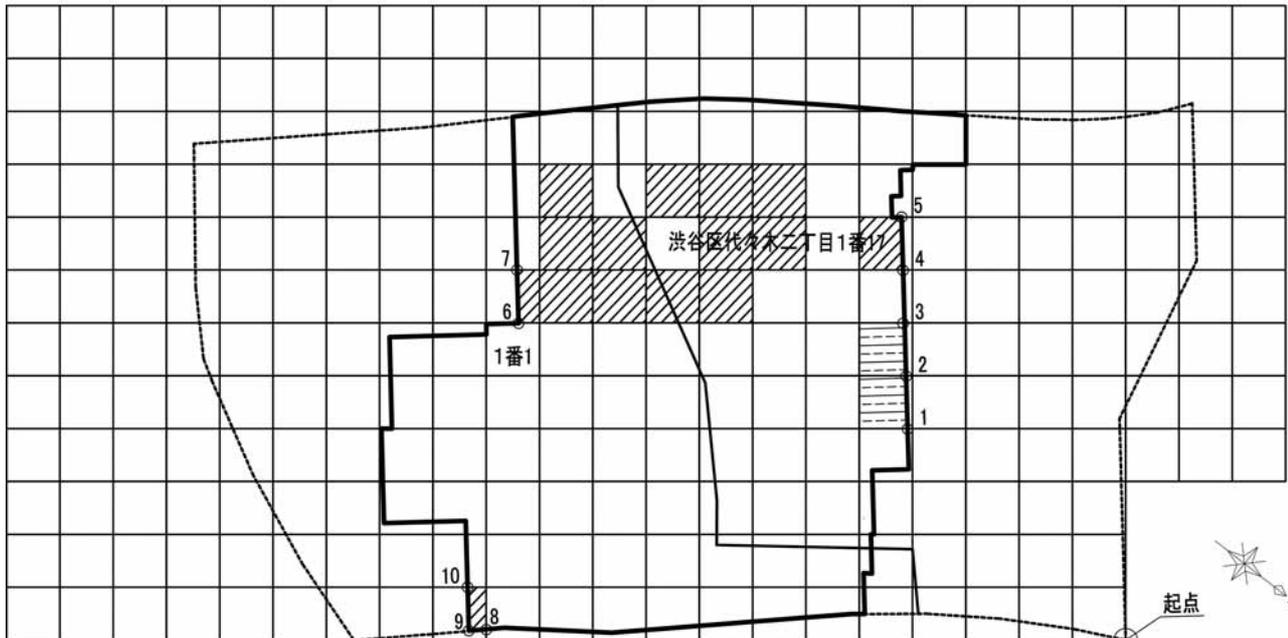
令和三年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（渋谷区代々木二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



【凡例】
 単位区画
 筆境界
 調査範囲
 敷地境界
 形質変更時要届出区域
 (令和3年東京都告示第626号により指定した区域)
 形質変更時要届出区域
 (この告示により指定する区域)

【起点】
 起点は、渋谷区代々木二丁目1番17の最北端とする。

【格子の回転角度 51度57分9秒】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【座標値一覧】

測点名	X座標	Y座標	測点名	X座標	Y座標
1	-34818.401	-12107.351	6	-34888.264	-12078.157
2	-34824.781	-12115.056	7	-34894.640	-12085.865
3	-34831.162	-12122.761	8	-34857.369	-12028.765
4	-34837.542	-12130.467	9	-34859.780	-12026.539
5	-34843.927	-12138.177	10	-34865.016	-12032.870

※本座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第九百号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の六の規定に基づき、東京都保健医療計画を変更したので、その内容について、医療法第三十条の四第十八項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和三年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 縦覧期間

令和三年七月一日から同年十二月三十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に規定する休日を除く。

二 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

三 縦覧場所

(一) 東京都福祉保健局医療政策部医療政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎

二十八階

(二) 西多摩保健所

青梅市東青梅二丁目百六十七番地の十五

(三) 南多摩保健所

多摩市永山二丁目一番地五

(四) 多摩立川保健所

立川市柴崎町二丁目二十一番十九号

(五) 多摩府中保健所

府中市宮西町一丁目二十六番地の一

(六) 多摩小平保健所

小平市花小金井一丁目三十一番二十四号

(七) 島しょ保健所

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎

二十七階

(八) 島しょ保健所大島出張所

大島町元町字馬の背二百七十五番地四

(九) 島しょ保健所大島出張所新島支所

新島村本村六丁目四番二十四号

(十) 島しょ保健所大島出張所神津島支所

神津島村千八十八番地

(十一) 島しょ保健所三宅出張所

三宅村伊豆千四番地

(十二) 島しょ保健所八丈出張所

八丈町三根千九百五十番地二

(十三) 島しょ保健所小笠原出張所

小笠原村父島字清瀬

●東京都告示第九百一号

保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第二十七条第一項の規定に基づき指定試験機関の指定をしたので、同法第二十七条の十五の規定により、次のとおり告示する。

令和三年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地

一般財団法人日本准看護師推進センター

文京区本駒込二丁目二十八番十六号

二 准看護師試験の実施に関する事務を行う事務所の名称及び所在地

一般財団法人日本准看護師推進センター

文京区本駒込二丁目二十八番十六号

三 指定年月日

令和三年六月一日

●東京都告示第九百二号

昭和三十九年東京都告示第二百五十六号(会計管理者をして特別出納員等に都の会計事務の一部を委任させたもの)の一部を次のように改正する。

令和三年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

表特別出納員の項中「限る。」の下に「並びに総務事務センターで取り扱う旅費事務についての支出命令及び振替収支命令の審査をすること(総務局の特別出納員に限る。)」を加え、同表金銭出納員の項中「都税事務所」の下に「都税支所」を加え、「延滞金の領収及び払込みを」の下に「警視庁の金銭出納員にあつては警察署に属する収入のうち、会計管理者が別に定める方法により徴収する東京都情報公開条例(平成十一年東京都条例第五号)、東京都個人情報保護に関する条例(平成二年東京都条例第百十三号)、東京都特定個人情報保護に関する条例(平成二十七年東京都条例第百四十一号)及び警視庁関係手数料条例(平成十二年東京都条例第九十九号)に定める手数料の領収及び払込みを」を加える。

規 則 (教)

令和二年における学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年七月一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十四号

令和二年における学校職員の慶弔休暇の特例

に関する規則の一部を改正する規則

令和二年における学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則（令和二年東京都教育委員会規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則

本則中「する結婚の日」の下に「（以下「結婚の日」という。）」を加え、「この規則の施行の日」を「同月一日」に、「同年十二月三十一日」を「令和四年十二月三十一日」とし、結婚の日が令和三年一月七日から令和四年一月六日までの間にある職員における同項の規定の適用については、同項中「当該結婚の日後六月を経過する日」とあるのは、「令和四年十二月三十一日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

令和二年における東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年七月一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十五号

令和二年における東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則

令和二年における東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則（令和二年東京都教育委員会規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則

本則中「する結婚の日」の下に「（以下「結婚の日」という。）」を加え、「この規則の施行の日」を「同月一日」に改め、「除く。」の下に「及び結婚の日が令和三年一月七日から令和四年一月六日までの間にある職員」を加え、「令和二年における職員の慶弔休暇の特例に関する規則」を「職員の慶弔休暇の特例に関する規則」に改める。附則第二項中「令和二年における職員の慶弔休暇の特例に関する規則」を「職員の慶弔休暇の特例に関する規則」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

令和二年十二月三十一日が期間の終期となる学校職員における学校職員の長期勤続休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年七月一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十六号

令和二年十二月三十一日が期間の終期となる学校職員における学校職員の長期勤続休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則

令和二年十二月三十一日が期間の終期となる学校職員における学校職員の長期勤続休暇の特例に関する規則（令和二年東京都教育委員会規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

学校職員の長期勤続休暇の特例に関する規則

「令和二年十二月三十一日が」を「令和二年十二月三十一日から令和三年十二月三十一日までの間に」に、「となる」を「が到来する」に、「令和三年十二月三十一日」を「令和四年十二月三十一日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年七月一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十七号

東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則（昭和三十八年東京都教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第五項を次のように改める。

5 通級による指導に係る定時制単位制の授業料及び通信

教育受講料にあつては第二項の規定にかかわらず、高等

学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法

律第十八号)第四条の規定に基づく申請をした者に係る

授業料及び通信教育受講料(当該申請により高等学校等

就学支援金の支給を受けようとする期間に係るものに限

る。)にあつては前四項の規定にかかわらず、納付の期

限及び方法は、東京都教育委員会教育長(以下「教育

長」という。)が別に定める。

第二条に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、休学又は留学の場合の通級

による指導に係る定時制単位制の授業料は、教育長が別

に定める。

第三条に次の一項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、転学又は退学の場合の通級

による指導に係る定時制単位制の授業料は、教育長が別

に定める。

第十条の二中「通信制の課程」との下に、「第二条第

三項及び第三条第四項中「定時制単位制」とあるのは「通

信制の課程」とを加える。

別記第一号様式中「㉔」を削る。

別記第二号様式及び第三号様式中「㉕」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都

立学校の授業料等徴収条例施行規則の様式による用紙で、

現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用する

規 程 (交)

●交通局規程第三十号

令和二年十二月三十一日が期間の終期となる職員にお

ける東京都交通局企業職員の長期勤続休暇の特例に関

する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年七月一日

東京都交通局長 内 藤 淳

令和二年十二月三十一日が期間の終期となる

職員における東京都交通局企業職員の長期勤

続休暇の特例に関する規程の一部を改正する

規程

令和二年十二月三十一日が期間の終期となる職員にお

ける東京都交通局企業職員の長期勤続休暇の特例に関

する規程(令和二年交通局規程第九十三号)の一部を次のよう

に改正する。

題名を次のように改める。

東京都交通局企業職員の長期勤続休暇の特例

に関する規程

「令和二年十二月三十一日が」を「令和二年十二月三十

一日から令和三年十二月三十一日までの間に」に、「とな

る」を「が到来する」に、「令和三年十二月三十一日」を

「令和四年十二月三十一日」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

規 程 (水)

●東京都水道局管理規程第十五号

令和二年十二月三十一日が期間の終期となる職員にお

ける東京都水道局職員の長期勤続休暇の特例に関する規程の

一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年七月一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

令和二年十二月三十一日が期間の終期となる

職員における東京都水道局職員の長期勤続休

暇の特例に関する規程の一部を改正する規程

令和二年十二月三十一日が期間の終期となる職員にお

ける東京都水道局職員の長期勤続休暇の特例に関する規程

(令和二年東京都水道局管理規程第三十八号)の一部を次

のよう

に改正する。

題名を次のように改める。

東京都水道局職員の長期勤続休暇の特例に

関する規程

「令和二年十二月三十一日が」を「令和二年十二月三十

一日から令和三年十二月三十一日までの間に」に、「とな

る」を「が到来する」に、「令和三年十二月三十一日」を

「令和四年十二月三十一日」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第二十四号

令和二年十二月三十一日が期間の終期となる職員にお

ける東京都下水道局企業職員の長期勤続休暇の特例に関

する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

規 程 (下水)

令和三年七月一日

東京都下水道局長 神山 守

令和二年十二月三十一日が期間の終期となる職員における東京都下水道局企業職員の長期勤続休暇の特例に関する規程の一部を改正する規程

令和二年十二月三十一日が期間の終期となる職員における東京都下水道局企業職員の長期勤続休暇の特例に関する規程（令和二年東京都下水道局管理規程第四十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都下水道局企業職員の長期勤続休暇の特例に関する規程

「令和二年十二月三十一日」を「令和二年十二月三十一日から令和三年十二月三十一日までの間に」となる「が到来する」に、「令和三年十二月三十一日」を「令和四年十二月三十一日」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

訓令（議）

●東京都議会議長訓令第2号

東京都議会議政局

令和二年における東京都議会議政局会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程（令和二年東京都議会議長訓令第13号）の一部を次のように改正する。

令和三年七月一日

東京都議会議長 石川 良一

題名を次のように改める。

東京都議会議政局会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程

本則中「する結婚の日」の下に「（以下「結婚の日」という。）」を加え、「この訓令の施行の日」を「同月一日」に改め、「除く。」の下に「及び結婚の日が令和三年一月七日から令和四年一月六日までの間にある職員」を加え、「令和二年における職員の慶弔休暇の特例に関する規則」を「職員の慶弔休暇の特例に関する規則」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

東京体育館の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京体育館の施設の休館日を次のように変更する。

令和三年七月一日

東京都知事 小池 百合子

一 期日

開館 令和三年七月十九日、同年八月十六日及び同年九月二十一日

二 理由

使用者の利便性の向上のため

駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設を次のように休館する。

令和三年七月一日

東京都知事 小池 百合子

一 施設名及び期日

(一) 陸上競技場

令和三年七月一日、同月二日、同月五日から同月七日まで、同年八月九日、同月十日、同月十六日、同月二十五日、同月三十日、同年九月六日、同月十三日、同月二十二日及び同月二十七日

(二) 第一球技場、第二球技場、テニスコート、軟式野球場及び硬式野球場

令和三年七月五日、同月二十日、同年八月二日、同月十六日、同年九月六日及び同月二十一日

(三) 補助競技場

令和三年七月五日、同月十九日、同月二十日、同年八月二日、同月十六日、同月十七日、同年九月六日及び同月二十一日

二 理由

施設設備の整備及び保守点検のため

駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、駒沢オリ

ンピック公園総合運動場の施設の休館日を次のように変更する。

令和三年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名及び期日

(一) 体育館

開館 令和三年七月十九日及び同年八月十六日

休館 令和三年七月五日、同年二十日、同年八月二日、同年二十五日及び同年九月六日

(二) 屋内球技場

開館 令和三年七月十九日

休館 令和三年七月五日、同年二十日、同年八月二日及び同年九月六日

(三) トレーニングルーム

開館 令和三年七月十九日、同年八月十六日及び同年九月二十一日

休館 令和三年七月五日、同年八月二日及び同年九月六日

(四) 弓道場

開館 令和三年七月十九日、同年八月十六日及び同年九月二十一日

休館 令和三年七月五日及び同年八月二日

(五) プール

二 理由

使用者の利便性の向上のため開館し、施設設備の整備及び保守点検のため休館する。ただし、プールは、施設の老朽化により開館することが困難であるため休館する。

駒沢オリンピック公園総合運動場の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設の開場時間を次のように変更する。

令和三年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名、期日及び開場時間

(一) 陸上競技場及び第一球技場

令和三年七月一日から同年九月三十日まで
午前八時三十分から午後五時まで

(二) テニスコート

ア 令和三年七月十二日、同年二十六日、同年八月二十三日及び同年三十日
午後零時三十分から午後六時三十分まで

イ 令和三年九月十三日及び同年二十七日
午後零時三十分から午後四時三十分まで

ウ 令和三年九月十四日から同年三十日まで（同月二十七日を除く。）
午前八時三十分から午後四時三十分まで

(三) 軟式野球場

ア 令和三年七月十二日、同年二十六日、同年八月十日、同年二十三日、同年三十日、同年九月十三日及び同年二十七日

イ 令和三年九月十四日から同年三十日まで（同月二十七日を除く。）

午前八時三十分から午後四時三十分まで

(四) 硬式野球場

令和三年八月十日、同年二十三日、同年三十日、同年九月十三日及び同年二十七日
午後零時三十分から午後九時まで

(五) トレーニングルーム

ア 令和三年七月一日から同年九月三十日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日
午前九時から午後九時三十分まで

イ 令和三年七月一日から同年九月三十日までの（一）アの期日を除く開館日
午前七時三十分から午後九時まで

二 理由

使用者の利便性の向上、施設設備の整備及び保守点検のため

東京武道館の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京武道館の休館日を次のように変更する。

令和三年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

開館 令和三年七月十九日、同年八月十六日及び同年九月二十日

休館 令和三年七月五日、同年八月十日及び同年九月

<p>二 理由</p> <p>使用者の利便性の向上のため開館し、施設設備の整備及び保守点検のため休館する。</p> <p>東京武道館の開場時間の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、東京武道館の施設の開場時間を次のように変更する。</p> <p>令和三年七月一日</p> <p>東京都知事 小池 百合子</p>	<p>二 理由</p> <p>使用者の利便性の向上のため</p> <p>東京辰巳国際水泳場の休館日の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の休館日を次のように変更する。</p> <p>令和三年七月一日</p> <p>東京都知事 小池 百合子</p>	<p>二 理由</p> <p>使用者の利便性の向上のため</p> <p>若洲海浜公園ヨット訓練所の休館日の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、若洲海浜公園ヨット訓練所の休館日を次のように変更する。</p> <p>令和三年七月一日</p> <p>東京都知事 小池 百合子</p>	<p>二 理由</p> <p>使用者の利便性の向上のため</p> <p>若洲海浜公園ヨット訓練所の開場時間の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、若洲海浜公園ヨット訓練所の開場時間を次のように変更する。</p> <p>令和三年七月一日</p> <p>東京都知事 小池 百合子</p>
<p>一 施設名</p> <p>トレーニングルーム</p> <p>二 期日</p> <p>令和三年七月一日から同年九月三十日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日</p> <p>三 開場時間</p> <p>午前九時から午後十時まで</p> <p>四 理由</p> <p>使用者の利便性の向上のため</p> <p>東京辰巳国際水泳場の休館日の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の休館日を次のように変更する。</p> <p>令和三年七月一日</p> <p>東京都知事 小池 百合子</p>	<p>一 期日</p> <p>令和三年七月十九日、同年八月十六日及び同年九月二十日</p> <p>二 理由</p> <p>使用者の利便性の向上のため</p> <p>東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の開場時間を次のように変更する。</p> <p>令和三年七月一日</p> <p>東京都知事 小池 百合子</p>	<p>一 期日</p> <p>令和三年七月三日、同月四日、同月十日、同月十一日、同月十七日、同月十八日、同月二十二日から同月二十五日まで、同月三十一日、同年八月一日、同月七日から同月九日まで、同月十四日、同月十五日、同月二十一日、同月二十二日、同月二十八日、同月二十九日、同年九月四日、同月五日、同月十一日、同月十二日、同月十八日から同月二十日まで、同月二十三日、同月二十五日及び同月二十六日</p> <p>二 開場時間</p> <p>午前八時から午後六時まで</p> <p>三 理由</p> <p>使用者の利便性の向上のため</p> <p>若洲海浜公園ヨット訓練所の開場時間の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、若洲海浜公園ヨット訓練所の開場時間を次のように変更する。</p> <p>令和三年七月一日</p> <p>東京都知事 小池 百合子</p>	<p>一 期日</p> <p>令和三年七月二十七日、同年八月三日、同月十日、同月十七日、同月二十四日及び同月三十一日</p> <p>二 理由</p> <p>使用者の利便性の向上のため</p> <p>若洲海浜公園ヨット訓練所の開場時間の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、若洲海浜公園ヨット訓練所の開場時間を次のように変更する。</p> <p>令和三年七月一日</p> <p>東京都知事 小池 百合子</p>
<p>一 期日</p> <p>令和三年七月一日から同年九月三十日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日</p> <p>二 開場時間</p> <p>午前九時から午後十時まで</p> <p>三 理由</p> <p>使用者の利便性の向上のため</p> <p>東京辰巳国際水泳場の休館日の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の休館日を次のように変更する。</p> <p>令和三年七月一日</p> <p>東京都知事 小池 百合子</p>	<p>一 期日</p> <p>令和三年七月一日から同年九月三十日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日</p> <p>二 開場時間</p> <p>午前九時から午後十時まで</p> <p>三 理由</p> <p>使用者の利便性の向上のため</p> <p>東京辰巳国際水泳場の休館日の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の休館日を次のように変更する。</p> <p>令和三年七月一日</p> <p>東京都知事 小池 百合子</p>	<p>一 期日</p> <p>令和三年七月一日から同年九月三十日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日</p> <p>二 開場時間</p> <p>午前九時から午後十時まで</p> <p>三 理由</p> <p>使用者の利便性の向上のため</p> <p>東京辰巳国際水泳場の休館日の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の休館日を次のように変更する。</p> <p>令和三年七月一日</p> <p>東京都知事 小池 百合子</p>	<p>一 期日</p> <p>令和三年七月一日から同年九月三十日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日</p> <p>二 開場時間</p> <p>午前九時から午後十時まで</p> <p>三 理由</p> <p>使用者の利便性の向上のため</p> <p>東京辰巳国際水泳場の休館日の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の休館日を次のように変更する。</p> <p>令和三年七月一日</p> <p>東京都知事 小池 百合子</p>

武蔵野の森総合スポーツプラザの休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、武蔵野の森総合スポーツプラザの休館日を次のように変更する。

令和三年七月一日

東京都知事 小池 百合子

一 期日

開館 令和三年七月十九日、同年八月十六日及び同年九月二十一日

休館 令和三年九月十五日

二 理由

使用者の利便性の向上のため開館し、施設設備の整備及び保守点検のため休館する。

東京都障害者総合スポーツセンターの休業日の変更について

東京都障害者スポーツセンター条例(昭和五十九年東京都条例第二十四号)第五条ただし書の規定により、東京都障害者総合スポーツセンターの休業日を次のように変更する。

令和三年七月一日

東京都知事 小池 百合子

一 期日

開業 令和三年七月二十四日

二 理由

使用者の利便性の向上のため

東京都多摩障害者スポーツセンターの休業日の変更について

東京都障害者スポーツセンター条例(昭和五十九年東京都条例第二十四号)第五条ただし書の規定により、東京都多摩障害者スポーツセンターの休業日を次のように変更する。

令和三年七月一日

東京都知事 小池 百合子

一 期日

開業 令和三年七月二十四日

二 理由

使用者の利便性の向上のため

都市計画公園事業の事業計画の施行について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和三年七月一日

東京都知事 小池 百合子

一 都市計画事業の種類及び名称

別表のとおり

二 施行者の名称

東京都

三 事務所の所在地

新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在地

別表のとおり

別表

都市計画事業の種類及び名称

事業地の所在

備考

東京都計画公 練馬区春日町一

園事業第五・五 丁目及び向山三

・十号練馬城趾 丁目地内

令和三年六月八日閣 東地方整備局告示第 二百十六号

公園

発行

東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号

電話

〇三(三三二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001



リサイクル適性